

新居浜工業高等専門学校学生会準則

昭和 37 年 4 月 21 日制定

第 1 条 学生会は、学校の指導のもとに学生の自発的な活動を通じて、その人間形成を助長し、高等専門教育の目的達成に資することを目的とする。

第 2 条 学生会は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- (1) 学生生活を楽しく、豊かで規律正しいものにし、良い校風を作る態度を養う。
- (2) 健全な趣味や豊かな教養を養い、個性の伸長を図る。
- (3) 心身の健康を助成し、余暇を活用する態度を養う。
- (4) 学校生活における集団の活動に積極的に参加し、自主性を育てると共に、集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養う。
- (5) 学校生活において自主的能力を養うと共に、公民としての資質を向上させる。

第 3 条 学生会活動を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守すると共に法令及び学則、学生準則その他学校の定める諸規則に違反してはならない。

- (1) 学生会は、学校の教育方針に従い、学校の教育使命の達成に寄与しなければならない。
- (2) 学生会は、本来の目的使命に従い、その目的を逸脱し、学園の秩序を乱す活動を行ってはならない。
- (3) 学生は、学生会の運営についてつねに深い関心をはらい、その活動に積極的に参加しなければならない。
- (4) 学生会は、会員の総意に基づいて運営されなければならない。また、いかなる場合においても、個人の思想、良心などに関する基本的な自由を侵してはならない。
- (5) 学生会は、学外活動を行うに当たっては、学校の承認と指導を受け、学生会の目的の範囲内において行動しなければならない。
- (6) 学生会は、その目的使命の達成上必要があり、かつ、学生会の自主性がそ害されないと認めて学校が承認した場合に限り、学外団体に加盟することができる。

第 4 条 学生会は、学生全員をもつて構成するものとする。

2 学生は、入学と同時に学生会の構成員となるものとする。

第 5 条 学生会に、総会等の議決及び執行の機関を置き、また、クラブ活動のための各種の部を設けるものとする。

2 学生は、全員その希望に応じて、いずれかの部を選んで所属するものとする。

第 6 条 学生会は、規約を制定して学校の承認を受けるものとする。規約の変更についても同様とする。

2 規約中には、少なくとも次の事項を記載しなければならない。

- (1) 名称

- (2) 目的
- (3) 構成
- (4) 組織
- (5) 役員の種類, 任務及びその任期
- (6) 総会, 評議会の機能と権限
- (7) クラブの種類
- (8) 会費に関する事。
- (9) 会計に関する事。
- (10) 校長の最終決定権及び教員の指導に関する事。
- (11) 選挙に関する事。
- (12) 規約の改正に関する事。
- (13) 規約の発効に関する事。

第7条 学生会は, 毎年度, 事業計画書及び収支予算書について学校の承認を受け, 又事業報告書及び収支決算書を学校に提出するものとする。

第8条 学生会の指導については, 校長の命を受けて, 学生主事が総括する。

2 各部局には校長の命じた指導教員を置いて, それぞれの活動の指導に当たるものとする。

附 則

この準則は, 昭和37年4月21日から施行する。

附 則

この準則は, 昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この準則は, 平成5年4月1日から施行する。